平成２２年（フ）第８２３号
茨城県水戸市五軒町１丁目１番28号
破産者　株式会社佐昌工務店
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８１９号
京都市右京区龍安寺衣笠下町４番地
破産者　株式会社ヤマケイ
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３５０号
最後の住所長崎県長崎市八景町16番33号、旧住所長崎県対馬市美津島町尾崎514番地
破産者　亡山口峯義相続財産
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５１６号
兵庫県西宮市大谷町３番22号、開始決定時の住所兵庫県西宮市柏堂西町６番23号
破産者　藤井　拓郎
1　破産債権の届出期間　平成26年５月26日まで
2　一般調査期日　平成26年７月11日午前10時
平成26年４月25日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第７号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目25番20―108号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市水堂町２丁目33番20号
破産者　工藤慶一朗
1　破産債権の届出期間　平成26年５月26日まで
2　一般調査期日　平成26年７月18日午前11時
平成26年４月25日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
兵庫県尼崎市立花町３丁目33番10号エスペランサ立花Ⅱ303、前住所埼玉県川口市大字西新井宿28番地の26
破産者　大島　　清
1　破産債権の届出期間　平成26年５月26日まで
2　一般調査期日　平成26年７月25日午前10時15分
平成26年４月25日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１１７号
さいたま市大宮区上小町431番地２　上小ハイツ202、破産手続開始決定時の住所さいたま市大宮区上小町426番地１　D’レスティア大宮上小町504号
破産者　堀木　慶昭
1　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
2　一般調査期日　平成26年６月９日午後３時15分
平成26年４月28日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４６６０号
大阪市城東区関目１丁目９番24号
破産者　南光自動車株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
2　一般調査期日　平成26年７月３日午後３時30分
平成26年４月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０号
石川県金沢市三ツ屋町ロ55番地１　ドリーム・アイビー・210号、従前の住所石川県加賀市熊坂町ニ７番地６
破産者　永野　昌盛
1　破産債権の届出期間　平成26年５月30日まで
2　一般調査期日　平成26年７月10日午前11時
平成26年４月30日　金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第９３８号
神戸市長田区一番町３丁目１―１―503、開始決定時の住所神戸市長田区大谷町３丁目１番41―201号
破産者　山下　泰弘
1　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
2　一般調査期日　平成26年６月11日午前10時
平成26年４月28日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２号
宮城県加美郡色麻町大字上新町151番地の６
破産者　株式会社東伸
1　破産債権の届出期間　平成26年６月17日まで
2　一般調査期日　平成26年10月23日午後２時
平成26年４月30日
仙台地方裁判所古川支部破産係

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０２８号
東京都中央区銀座２丁目２番２号
清算株式会社　株式会社しろき旅館
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第５号
沖縄県宮古島市平良字西原1874番地
清算株式会社　株式会社大福
代表清算人　大川　真一
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者のうち、事前に弁済金を受領しないことに同意した者を除き、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額（事前に弁済金を受領しないことに同意した者を除く。）に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。事前に弁済金を受領しないことに同意した協定債権者は、協定を可決したときに、その債務全額を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者（事前に弁済金を受領しないことに同意した者を除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（ヒ）第６号
沖縄県宮古島市下地字洲鎌141番地の２
清算株式会社　株式会社宮星牧場
代表清算人　大川　真一
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき請求権等の優先債権を、協定案締結後、随時全額弁済する。
2　清算株式会社は、別紙債権者一覧表記載の債権者のうち、協定債権者については、事前に弁済金を受領しないことに同意した者を除き、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額（事前に弁済金を受領しないことに同意した者を除く。）に応じて按分して弁済する。
3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。事前に弁済金を受領しないことに同意した協定債権者は、協定を可決したときに、その債務全額を免除する。
4　第１項及び第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者（事前に弁済金を受領しないことに同意した者を除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（ヒ）第９号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目５番11号
清算株式会社　株式会社ケイエス
代表清算人　横田　恵文
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。